

一般社団法人日本脊髄外科学会 役員候補者選出規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人日本脊髄外科学会（以下「本学会」という）の定款第26条の規定に基づく役員候補者選出に関し必要な事項を定める。

(定数)

第2条 役員定数は、理事30名、監事2名を上限とする。

(選出方法)

第3条 日本脳神経外科学会からの招聘者3名以内、本学会指定の委員会の委員長6名以内、計9名以内は役職指定理事候補者とし、その構成については別表のとおりとする。なお、外部招聘役職指定理事候補者と本学会内役職指定理事候補者が重複した場合、役職指定理事候補者の追加選出はしない。

- 2 理事長は、前2項の理事候補者数を勘案のうえ、選挙により選出する理事候補者の数を決定する。
- 3 選挙により選出する理事候補者は、代議員が郵送の方法による無記名5名連記投票選挙を行い選出する。
- 4 選挙により選出する理事候補者の立候補者数が規定数に達しない場合は、立候補者全員を理事候補者とする。
- 5 第1項、第2項及び第4項により選出された理事候補者は、その全員の互選により理事長候補者1名を選出する。
- 6 理事長候補者は、理事長推薦理事候補者3名以内を選出する。
- 7 監事候補者は、前項の理事候補者以外から、理事長候補者が監事2名以内を委嘱する。

(選挙人)

第4条 選挙人は選挙が行われる年の5月1日時点での代議員とする。

(被選挙人)

第5条 被選挙人は選挙が行われる年の5月1日時点での65歳未満の代議員とし、別に定める立候補届を提出したものとする。

(選挙の時期)

第6条 選挙は現任役員の任期満了日の1ヶ月前までに実施しなければならない。

(選挙の管理)

第7条 選挙はこの法人が設置する選挙管理委員会が管理する。選挙管理委員会は本学会将来構想委員会がその任務を担当する。

- 2 選挙管理委員会は選挙人名簿に誤りがないことを確認する。
- 3 選挙管理委員会は被選挙人立候補を受け付け、資格審査後、被選挙人名簿を作成する。

(理事候補者の立候補の届出)

第8条 候補者になろうとする者は、立候補する旨を期日までに本学会の定める様式により本学会事務局に届け出なければならない。

(選挙の公示及び名簿)

第9条 理事候補者選挙に関する公示は投票開始日の2ヶ月前までに選挙人及び被選挙人有権者名簿を学会ホームページに掲載する。

- 2 選挙管理委員会は被選挙人名簿を投票開始日の2週間前までにホームページに公示する。
- 3 選挙人は第1項の名簿に誤記があると認めたときは、公示から7日以内に委員会に異議申し立てをすることができる。委員会が異議の申し立てを認めたときは上記名簿の訂正を行い、これを選挙人に公示しなければならない。

(開票)

第10条 開票は、選挙管理委員会が定めた日に少なくとも1名の監事の立ち会いの下で選挙管理委員会が行い、事務局が補佐する。

(無効票)

第11条 選挙役員の選挙において、以下の場合はその投票自体を無効とする。

- 1) 正規の投票用紙を用いないもの
- 2) 候補者以外の氏名を記載したもの
- 3) 候補者氏名の重複記載、所定人数を超える候補者の連記のある者
- 4) 投票表紙に何も記載されていないもの

(当選者)

第12条 この投票は有効投票数の多いものから順に定数に達するまでの者とする。

- 2 定数に達する順位の方が複数の時は、年長者から当選者とする。

(当選者の公示)

第13条 選挙管理委員会委員長は、選挙の結果を得票数と共に理事長に報告しなければ

ならない。

- 2 理事長は、選挙結果を選挙人に公示しなければならない。

(欠員の補充)

第14条 理事候補者に欠員が生じた場合は、選挙選出理事候補者については次点者を補充する。

- 2 監事候補者については、理事長候補者が代議員の中から委嘱して補充する。

(規則の変更)

第15条 この規則の変更は、理事会の承認を受けなければならない。

附則

1. この規則は、平成26年12月1日から施行する。
2. 平成27年6月24日 一部改訂
3. 平成29年2月13日 一部改訂

別表 役職指定理事

種別	所属学会名	人数	役職名
外部招聘 役職指定理事	日本脳神経外科学会	3名 以内	専門医認定委員会
			卒後・カリキュラム委員会
			問題検討委員会
学会内 役職指定理事	日本脊髄外科学会	2名	機関誌編集委員会
			脊髄外科認定制度委員会